

## スポーツ・文化・交流複合施設 「主なユニバーサルデザインへの配慮事項」

### 1 駐車場

- (1) 東側・北側の駐車場からの入り口は南東と北東の2か所に設け、それぞれから最短距離でアクセスできます。
- (2) 東側駐車場は、安全に配慮し、車から降りた後の歩行ゾーンを設けます。
- (3) 車椅子利用者のための駐車スペースは、管理事務所に近い北東側エントランスから最短距離の位置に設けます。
- (4) 外部排水溝の蓋は、子どもやハイヒールの靴を履く者などへの安全に配慮し、目の細かいものを採用します。

### 2 エントランス

- (1) 多方向からのアプローチに配慮し、エントランスとして合計4か所を設けます。
- (2) 車椅子で訪れる時の経路の安全に配慮し、エントランスには幅広いスロープを設けます。
- (3) 各出入口の風除室は、内外とも自動ドアとし、開口幅及び奥行きともゆとりのあるスペースを確保します。

### 3 段差・スロープ及び階段

- (1) 建物内は極力段差がない計画とし、段差が必要な場合は全て150mm以下となるようにします。
- (2) 段差や階段の始まりと終わりの部分は、視認しやすい色を付けるなどの配慮をします。
- (3) これらのスロープ及び段差のある部分は、安全のための手すりを設けます。
- (4) 階段の数は、1階から2階までは5か所、2階から3階までは3か所と多数設置し、勾配も法規制より緩くすることにより、昇り降りしやすくします。

### 4 エレベーター

- (1) エントランス近くに2か所設けるエレベーターは、車椅子使用者に配慮し、カゴ内で回転可能な広さとします。
- (2) エレベーターは、視覚障がい者に対応する仕様として、点字銘板や音声案内を設けます。

## 5 案内版・インターホン

- (1) 案内板及び室名表示等は、大きめの文字やシンボルを用いて色の対比や明度差に配慮し、点字併用表記又は浮き彫り表示を採用します。
- (2) 視覚障がい者に配慮し、主たる動線の床面に誘導タイルなどを設けます。
- (3) カメラ付インターホンをエントランスと管理事務所の間に設置し、利便性を図ります。

## 6 ロビー及び回廊

- (1) ロビーは、休憩用の椅子を設置します。
- (2) アリーナの周りをぐるりと回れる共用廊下を中心に施設全体の回遊性を確保し、分かり易いゾーニングと動線を実現します。
- (3) 1階の一部回廊ギャラリーともなっている回遊性のある廊下は、全て車椅子が擦れ違えるよう2m以上の幅とします。
- (4) 共用廊下などの床は滑りにくい素材を使用し、段差のある部分は視覚的に認識し易い色の塗り分けを施します。
- (5) 壁の出隅部分の安全に配慮し、鋭角とならないようにコーナーガードなどを取り付けます。

## 7 各室出入口

- (1) 各室の出入口の幅は、車椅子が通過し易いように80cm以上の幅を確保します。
- (2) 各室の出入口に設ける取っ手は、身長の違いに対応できるよう、縦長の形状のものとしします。
- (3) 機能上差し支えのない部分は、なるべく床にレールのないハンガー式引戸を採用します。

## 8 トイレ

- (1) 多目的トイレを設け、体の不自由な方、高齢な方、小さな子どもと一緒にの方が使い易いように配慮します。
- (2) 多目的トイレ内は、オストメイト用流しとベビーシート及び緊急通報装置を設置します。
- (3) 各男子トイレは、手すり付小便器を、1か所を設けます。
- (4) 洗面器等の水栓は、自動感知式を採用し、操作の利便性に配慮します。

## 9 授乳室

- (1) 授乳室は、安心して利用できるよう、明るく開放的な空間とし、管理事務所や出入口に近い位置に設けます。
- (2) 授乳室は、外から空室又は使用中が認識し易くなるよう表示を施します。
- (3) 間違えて開けられた場合に配慮し、ドアの内側にカーテンなどを設置し、プライバシーの保護に努めます。